

「社会学部紀要」編集内規

1992年4月1日施行

1996年10月23日改正

1. 「社会学部紀要」(以下、本紀要という)は原則として、当該年度中に2回発行する。6月末を締切日とする号は10月上旬の配布を、11月末を締切日とする号は3月25日の配布を目標とする。
2. 本紀要の企画、編集、発行は社会学部研究会「社会学部紀要」編集委員会がおこなう。
3. 本紀要に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。

- ①原著
- ②研究ノート
- ③学部および社会学部研究会主催、共催の講演会の講演原稿
- ④書評、内外の学術研究、学術集会の動向の紹介
- ⑤社会学部最優秀卒業論文賞(安田賞)受賞論文
- ⑥その他編集委員会が必要と認めた記事

4. 本紀要への投稿有資格者は社会学部研究会名誉会員、ならびに普通会员とする。なお、共同執筆者は名誉会員あるいは普通会员の推薦を受けた者、名誉会員あるいは普通会员と共同研究をおこなった者とする。

上記以外の投稿者に関しては普通会员による推薦と編集委員会の審査を経て2名を限度として掲載することができる。

大学院学生ならびに研究員単独の論文原稿の掲載に関しては、普通会员による推薦と編集委員会の審査を経て決定する。

5. 原稿の執筆に際しては、以下の様式に従うものとする。
 - ①原著については、原則として図表、写真を含めて200字詰め原稿用紙100枚以内、研究ノートについては原則として図表、写真を含めて200字詰め原稿用紙60枚以内とする。ワードプロセッサによる原稿については字数においてそれらに相当する分量とする。
 - ②手書き原稿に用いる原稿用紙は研究会指定の200字詰め横書き原稿用紙とする。
 - ③図表、写真等は題字、説明つきですべて本文とは別紙とし、本文中に挿入する個所を本文欄外に指示すること。

図表・写真等の費用は50,000円を限度として社会学部研究会が負担するが、それを超える分は執筆者の負担とする。

- ④原稿には和文および英文の表題、さらに欧文の要約をつける。また執筆者名、所属機関名についても同様とする。
- ⑤原稿に3語のキーワードをつける。
6. 本紀要に発表する原著論文、研究ノートは他に未発表のもの、または学会大会等での口頭発表の主題をその学会等の了解のもとに原稿にまとめたものに限られる。
7. 外国語による原稿については編集委員会において審議の上、許可することがある。分量は日本語原稿の場合に準ずるものとする。
8. 編集委員会が依頼した外国語原稿を翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については社会学部研究会運営委員会で審議の上決定する。
9. 本紀要に掲載された論文等は無断で他の雑誌等に転載することを禁ずる。

また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、編集委員会において審議のうえ、それを許可することがある。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとする。その場合の翻訳料は支払わない。

10. 本紀要の執筆者に対しては本誌1部と抜刷100部を無料で配布する。ただし、それ以上の抜刷を希望する場合、その実費は本人の負担とする。
11. 発行された紀要は名誉会員、普通会员、大学院学生、大学院研究員および学生に配布する。その年度の非常勤講師にも配布する。また、本紀要は上記以外の者に頒布することができる。なお、頒布料は原則として学生の購読料と同額とする。
12. この編集内規は研究会運営委員会の議を経て変更することがある。ただし、その変更はその年度の社会学部研究会総会で報告されなければならない。